

岸和田市下池田建築協定 **抜粋**

(建築物等の基準)

第6条 協定区域内の建築物の形態、敷地、意匠は、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は、一戸建て専用住宅とする。ただし、次の(a)から(e)に掲げる用途を兼ねるもので、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものについてはこの限りではない。
 - (a) 事務所
 - (b) 日用品の販売を主たる目的とする店舗
 - (c) 理髪店又は美容院
 - (d) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
 - (e) 診療所(家畜等の診療を行なうための施設を除く)及び薬局
- (2) 建築物の敷地は、100平方メートル以上としなければならない。
- (3) 建築物の階数は2以下とし、その高さは、地盤面から10m以下とする。
- (4) 建築物の外壁または、これに代わる柱の面は、敷地境界線から0.5m以上後退させなければならない。
- (5) 敷地内の空地は、樹木等により緑化の維持管理に努めるものとし、建築物等の色彩、形態及び意匠は良好な住宅地に調和するものでなければならない。